

公私立中学校・高等学校教員相互派遣交流研修事務取扱基準

(服務監督及び指定職員)

1. 研修生の服務監督は、研修生受入校（以下「派遣先校」という。）の校長（以下「指定職員」という。）を経由して所属校の校長が行う。
- ② 研修生は、研修期間中、指定職員の指示に従うものとする。
- ③ 指定職員は、研修生の服務について、所属校の校長に対して、意見を述べることができる。

(従事する研修等)

2. 研修生は、派遣先校において授業を行うほか、派遣先校に支障がない限り、会議、行事及び校務分掌等の業務に従事するものとする。
- ② 研修生は、正規の学級担任に就くことができない。
- ③ 原則として、研修生は、時間外に及ぶ業務に従事できない。また、指定職員は、研修生に時間外に及ぶ業務に従事させてはならない。
- ④ 研修生は、研修期間中に職務上知り得た秘密について、研修期間中および研修期間終了後においても漏らしてはならない。

(研修生の給料等)

3. 研修生の給与、派遣先校への通勤に要する経費及びその他の諸手当等については、この基準に定めるもののほかは、府教育庁が派遣する者については府教育庁が、学校法人が派遣する者については学校法人が負担する。

(研修に要する経費)

4. 研修生が派遣先校の業務に従事するため必要とされる経費、その他この研修に必要とされる経費については、派遣先校の設置者において負担する。

(災害補償)

5. 研修生が研修期間中に災害を受けた場合は、所属校の設置者が定める災害補償制度に基づき措置する。